

第 1 回

富里市農業委員会議事録

令和 2 年 1 月 1 0 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第1回）

日 時 令和2年1月10日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - 6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 7 追加報告第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

農業委員

出席（6名）

1番 篠原美恵子

2番 相川克義

3番 細野明

4番 藤崎芳久

6番 篠原茂美

7番 伊井義則

欠席（1名）

5番 森田孝子

◎開 会

議 長 これより令和2年第1回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中6名出席ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、細野明君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1、一時転用を議題とします。

篠原美恵子委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原美恵子委員。

篠原(美) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当は藤崎会長、相川委員、そして篠原です。

申請者は、富里市十倉1310-1株式会社テナアップファーム。審査会当日は

さんが代理で出席されました。

申請地は、富里市御料字甲地17-6、両国山口衣料品店から南小に向かい300mほど先を左折し、100m進んだ右側の畑1筆2,975㎡の内の0.35㎡です。

農振除外関係は平成10年6月10日付け見直し、第1種農地です。

今回の申請は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の期間3年終了後における再許可で期間は10年です。

転用の概要は、営農型太陽光発電の架台柱76本、構内柱1本で、申請地ではこれまでと同様人参を栽培するとのこと。

パネルの設置により、夏は地温の低下が見込め、強い日差しによるヤケを防ぐことができ、収穫量としては通常の8割ほどだそうです。また、太陽光発電設備は自己所有地の一部のため周囲の農業用排水施設、日照、通風への影響、土砂流出等、影響はありません。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

篠原茂美委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原茂美委員。

篠原(茂) 農地法第5条 聞き取り調査について報告いたします。

議案第2号 担当委員は伊井委員、高須局長、私篠原です。

権利者住所、鎌ヶ谷市道野辺本町1丁目2番18号、株式会社 野崎建築工業。氏名、代表取締役 野崎正一さん。

審査会当日は、代理人が委任状ありで、代理人として ██████████ 氏名、██████████ さん。権利者との関係は、野崎建築の社員だそうです。

義務者住所、富里市 ██████████、██████████ さん。審査会は権利者と同じ ██████████ さんが代理人で、委任状をもって出席しました。

申請地について、土地の表示、議案記載のとおりです。

農振除外関係、平成10年6月10日付けで見直し。

申請地の位置・周辺の状況、七栄交番を久能方面に1km進み、右側に位置します。畑は、ロータリーにて耕されていて、周りは住宅地が隣接していました。

営農条件、第2種農地。申請地の状況、農地。申請地の違反、なし。

一般基準について、転用の用途、建築条件付き売買予定地12区画。

権利設定、所有権移転。転用の事由、権利者の要望。土地の選定理由、作物を作っていない

いため、利用してほしいということです。申請農地以外での利用可能な土地、なし。進入路の確保、あり。隣接地との境界杭等、あり。

資金の確保について、土地代金27,401千円。整地費、40,149千円。建設費、100,800千円。計、168,350千円。事業の資金ですが、全額自己資金。三菱UFJ銀行にて、事業費を上回っていることを確認しました。

権利者の過去転用許可状況、あり。転用進捗状況は完了しているそうです。

第三者の権利の有無、なし。

工期は令和2年2月3日(許可後)から令和3年7月31日までの1年5カ月だそうです。

他法令の申請等の状況、都市計画法関連見込み、開発協定書見込み、道路法関連提出済。

開発等区域内に農地以外地目の状況、なし。転用面積、適当である。

法人の場合、転用目的が法人の定款又は寄附行為における目的又は業務の範囲に適合しているか、適合。

周辺農地の営農条件への支障、周辺地権者への説明の状況、あり。意見なし。

土砂等流出対策、ブロックを3段積みぐらい囲うそうです。

土砂等搬入、なし。

工事期間中の防災計画、出入口にガードマンを配置するそうです。

ガス・粉塵等の発生状況、なし。

排水計画、雨水の処理 宅地内浸透、雑排水の処理 合併浄化槽設置、流末の確保 側溝、流末管理者協議 協議済みで同意書あり。

日照、通風等による支障、なし。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に所有権移転2を議題とします。

細野委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

細野委員。

細野 議案第2号 所有権移転2について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は森田委員と私細野です。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。

今回の申請は、権利者は専用住宅1棟を建築するもの、義務者は権利者の要望に応えたものです。

審査会当日は、権利者は代理人が委任状持参で、義務者は本人が出席しました。

申請地は、根木名小学校の裏手、北側に位置します。

農地区分は第1種農地ですが、千葉県農地転用関係事務指針P31②③(エ)に該当します。

農振関係は、平成10年6月10日付け全体見直しによる除外です。

申請地の状況は農地ですが、作付けはされていません。

申請地の違反はありません。

転用の概要は、専用住宅1棟 建築面積116.76㎡です。

土地選定理由等は、権利者は子供2人の4人家族で、現在団地住まいですが、当該地は小学区やバス停が近くにあり、成田に出るのも比較的スムーズで、また以前から閑静な土地を探していたためとのこと。

進入路の確保あり、隣接地との境界杭もありました。

事業にかかる事業総額は35,000千円で、事業費内訳は建設費20,785千円、土地代金3,600千円、その他です。

資金については全額融資で、金融機関の融資に関する書面が添付されていました。

第三者の権利はありません。

工期は許可後から6月末までを予定しています。

他法令について、都市計画法関連は協議中です。

事業区域内に農地以外の土地はなし。転用面積は適当です。

周辺地権者への説明は実施済みで、意見はなし。

土砂等の流出対策については、周囲にブロック3段積みアルミフェンスを設置する計画です。

土砂等の搬入計画はなし。

工事期間中の防災計画について、防災ネット等で近隣に迷惑をかけないように万全を期すとのこと。

ガス・粉塵の発生なし。

排水計画について、雨水処理は宅地内浸透、雑排水の処理は合併浄化槽と蒸発散装置による処理です。

日照・通風等による支障はないと思われます。

以上のことから、許可相当と考えます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転3についてですが、今回の審議から外れます。

詳細については、後ほど追加報告で説明させていただきます。

◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、12月25日付けにて富里市長より農業委員会に対し、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の6ページに3年新規、畑1筆、97㎡。次第の7ページに3年更新、畑1筆、7,000㎡。次第の8ページに10年新規、畑4筆、18,323㎡。次第の9ページに10年更新、田1筆、2,099㎡。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第4号

議長 日程第5、議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について ご説明します。

参考資料の22ページ、最後のページをご覧ください。

10月の不祥事を受け、11月に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところです。

この申し合わせの決議に則り、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を決議し、綱紀保持の姿勢を強く打ち出そうとするものです。

内容につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公

平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日

富里市農業委員会

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決議することに決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号並びに追加報告第1

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号並びに追加報告第1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について ご報告します。

次第の11ページに1件ございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
続きまして、追加報告第1 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについて
ご報告します。

本日配布しました追加資料をご覧ください。

内容につきましては記載のとおりです。

本案件は、議案第2号 所有権移転3 において審議していただく予定でしたが、権利者の都合により、令和2年1月8日付けで取下願が提出されたため、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号並びに追加報告第1について、質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等ないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1時52分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員